

農業委員会等に関する法律の改正について

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法案が、平成 27 年 9 月 4 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日より施行されました。

なお、経過措置として同法施行の際に在任する農業委員は、任期満了の日まで在任するものとされており、現在の農業委員は任期満了（平成 29 年 7 月 19 日）まで引き続き在任し、任期満了後に新体制に移行します。

主な改正点は以下の通りです。

【農業委員会業務の重点化】

農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の促進が農業委員会の義務業務として位置付けられ、積極的に取り組んでいくこととなりました。

【農業委員の選出方法の変更】

農業委員の選出方法が、公選制から議会の同意を得て市長の任命制に変更されることとなり、委員の任命については過半が認定農業者であること、利害関係のない者を 1 人以上含めること、年齢性別に著しい偏りがないように配慮することが求められています。

【農地利用最適化推進委員の新設】

農地利用最適化推進委員は、農業委員とは別に担当する地区において農業委員と密接に連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動を積極的に行うために農業委員会が委嘱するもので、平成 29 年 7 月 20 日以降に新たに発足する農業委員会において委嘱することとなります。